

2020年1月23日

NPO法人京都頸髄損傷者連絡会
会長 村田 恵子 様

つなぐ京都2020
福山 和人

公開質問状に対する回答について

福祉制度の充実や障害者の尊厳を守る運動に日夜ご尽力されている皆様方に、こころより敬意を表します。

さて、いただいたご質問について、下記のとおり私の見解を申し上げます。皆様によろしくお伝えください。

記

①災害時の障害当事者は福祉避難所への避難が必要と考えますが、京都市には公設の福祉避難所がありません。また地域での避難訓練は障害当事者が参加することが想定されていません。災害弱者となる障害当事者への災害時の具体的な対策についてお聞かせください。

(女性障害当事者に対する配慮を含みます)

障害者・高齢者受け入れのための福祉避難所が災害発生初日から開設(現行は3日目以降)されるよう検討できますか。

東日本大震災では、障害者の死亡率は住民全体の2倍以上だったことが明らかになっています。障害者や高齢者など災害弱者の避難対策は喫緊の課題です。現在、京都市での配慮を要する方の避難方法は、まず一般の避難所に避難したうえで、移送対象者を選別して3日目以降に福祉避難所に移送するというものです。こうした2段階方式は、移動回数が増え、要配慮者の身体等への負担も増すなど問題があります。福祉避難所を1次避難所と位置付けた避難のあり方に見直すべきです。そのためには、自治連や社協などの協力をえて要配慮者の把握をおこない、避難方法などについて平時から準備をすすめる必要があります。また、各種団体、企業、ホテルなどと連携し、災害弱者に対してはホテルや旅館、保養所などの宿泊施設を避難所として活用できるようにします。そうした対策のなかで、障害当事者が参加する避難訓練の実施についても検討します。

②現在65歳を迎える障害当事者は、京都市より介護保険優先として障害者制度による支援の前に介護保険制度を利用した支援を利用するように勧められます。また低所得者等には費用負担がないものが、介護保険を利用することにより費用負担が発生します。

京都市としての減免を提唱されていますが、実現に向けた財源の根拠と具体的な対策をお聞かせください。

自治体には、障害者が尊厳をもって生きるための福祉サービスを継続して提供する責任があります。しかしご指摘の通り、障害者が65歳になると、それまで使っていた障害福祉サービスから介

護保険サービスに半ば強制的に移行させられ、利用料負担を強いられている現実があります。この背景には、介護保険対象となる65歳以上の障害者に対する国庫負担規準額が大幅に減額されている問題があります。

国に対し、総合支援法第7条の介護保険優先原則はすみやかに廃止し、介護保険の対象年齢でも従来から受けていた支援を継続して受けられるようにして、障害者が障害者福祉制度と介護保険制度を選択できるようにすることを強く求めていきます。

また、介護保険料・利用料の京都市独自の軽減措置を拡充するとともに、低所得者に対する利用料の減額制度の拡充・免除制度の創設を検討します。財源については、市長の裁量で使える政策枠の精査・活用や、大型公共事業の精査などにより捻出することを検討します。

③京都市には身体障害者のリハビリテーションを専門とする公設の病院がありません。

身体障害者リハビリテーション附属病院の復活を提唱されていますが、実現するための財源の根拠と具体的な対策をお聞かせください。

現市長のもとで廃止された身体障害者リハビリテーションセンター附属病院は、民間では受け止め切れない重度・長期の方々へのリハビリテーションを保障する重要な役割を担っていました。その必要性は今日においてもますます高まっており、入院機能を持つ病院として復活させるべきです。

現市長がすすめている3施設（地域リハビリテーション推進センター、児童福祉センター、こころの健康増進センター）の合築計画はゼロベースで見直します。そのうえで、病院機能を含めたリハビリテーション施設の整備計画を、当事者や関係団体のご意見を踏まえて策定します。財源については、市長の裁量で使える政策枠の精査・活用や、大型公共事業の精査などにより捻出することを検討します。

④社会的にマイノリティの立場にあるの方々への不利益のない社会をつくるために、京都市として差別を解消する条例の策定が必要と考えます。策定に向けた取り組みをお聞かせください。

多様な個性を尊重しあう京都の実現に向けて、ひとり親家庭、民族的少数者、チャレンジド、LGBTなど、マイノリティの立場にある方が、不利益を被ることのないようにするための施策が必要です。そうした施策の基本となるような条例等について、市民や関係者の方々のご意見を踏まえて検討します。また、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」を踏まえて、同様の条例を京都市でも制定します。

以上